

目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 工事の施工（第9条－第28条）
- 第3章 検査（第29条－第36条）
- 第4章 前金払および部分払（第37条－第45条）
- 第5章 契約不適合責任、損害の負担および補償（第46条－第49条）
- 第6章 雑則（第50条－第51条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、法令および湖南広域行政組合契約規則（平成10年規則第24号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、湖南広域行政組合（以下「組合」という。）の建設工事の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

（執行方法）

第3条 工事の執行方法は、直営または請負もしくは委託とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、直営で工事を施工する。

- （1）緊急に施工を要し、請負に付することができないとき。
- （2）請負契約を締結することができないとき。
- （3）その他管理者が特に直営を適当と認めるとき。

3 管理者が特に必要と認めるときは、国、他の地方公共団体、公社、公団等に工事を委託することができる。

（契約の締結等）

第4条 請負により工事を施工しようとするときは、管理者は、工事の請負契約を締結するものとし、当該契約は、建設工事請負契約書および建設工事請負契約約款（以下「契約書」という。）により行うものとする。

2 管理者は、請負代金額が30万円未満の請負契約で、受注者が管理者の求めに応じ請書を提出したものについては、契約書の作成を省略することができる。

3 管理者は、この規定の定めるところに従い、標準となるべき建設工事請負契約約款を定めるものとする。

（契約の保証）

第5条 管理者は、工事の請負契約を締結しようとするときは、受注者に契約規則第31条第1項に規定する契約保証金を納付させるものとする。ただし、同条第3項に規定するもののうち次に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- （1）管理者が確実に認める金融機関の保証
- （2）公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に

規定する保証事業会社の保証

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

(1) 契約規則第 33 条第 3 号または第 4 号に規定する契約を締結したとき。

(2) 請負代金額が 200 万円未満の工事で受注者が契約規則第 33 条第 5 号または第 8 号の規定に該当するとき。

3 受注者が第 1 項第 1 号および第 2 号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は次の各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 締結した契約の変更に伴い請負代金を増額する場合において、受注者が当該工事の履行をしないこととなるおそれがないと認められるときは、契約規則第 33 条第 8 号の規定の適用により増加すべき額に対する契約保証金を免除することができる。ただし、変更後の請負代金が当初請負代金額の 3 割以上の増加となる場合は、この限りでない。

(一括委任および一括下請負の禁止)

第 6 条 管理者は、受注者が請け負った工事（以下「請負工事」という。）の全部もしくはその主たる部分または他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の請負工事を一括して他の者に委任し、または請け負わせることを認めてはならない。

(受任者および下請負人の報告)

第 7 条 管理者は、受注者が前条の規定により禁止されている場合を除き、工事を他の者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ受任者または下請人の名称その他必要な事項を記載した書面を提出させるものとする。

2 管理者は、工事の施工につき著しく不相当と認められる受任者または下請負人があるときは、受注者に対してその変更を求めることができる。

3 受注者は、第 1 項の規定により報告した事項を変更しようとするときは、速やかにその旨を報告しなければならない。

(特許権等の使用)

第 8 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、管理者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、管理者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第 2 章 工事の施工

(工事監督員)

第9条 工事を主管する所属長は、当該所属の職員のうちから、工事監督員・総括監督員任命書(様式第1号)により工事監督員(以下「監督員」という。)および総括監督員を任命しなければならない。ただし、他所属の職員を任命する必要がある場合においては、当該職員が所属する所属長がこれを行うものとする。

2 監督員は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 工事の施工に立ち合い、必要な監督を行うこと。
- (2) 受注者または次条に規定する現場代理人に対して、工事監督員指示票(様式第2号)または工事(業務)打合簿(様式第3号)により必要な指示を与えること。
- (3) 図面に基づいて監督に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、または前号の受注者もしくは現場代理人の作成する細部設計図、原寸図等を検査して承認を与えること。
- (4) 工事材料および工作物の検査、または試験を行うこと。
- (5) 第18条に規定する支給材料および貸与品を必要な時期に受注者または現場代理人に引き渡すこと。
- (6) 工事内容の変更、中止、廃止等特に必要と認められる事実が生じた工事について、工事監督員報告書(様式第4号)を作成し、管理者に報告すること。
- (7) 受注者が第37条第4項に規定する中間前金払に係る認定を請求した工事について、工事履行報告書(様式第23号)により管理者に報告すること。
- (8) 工事完了後、考査項目別運用表(以下「運用表」という。)に基づき工事成績評定表(様式第5号)を作成し、管理者に報告すること。

3 総括監督員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 総括的な立場から工事の監督を行うこと。
- (2) 受注者が第37条第4項に規定する中間前金払に係る認定を請求した工事について、工事履行報告書(様式第23号)により管理者に報告すること。
- (3) 工事完了後、運用表に基づき工事成績評定表(様式第5号)を作成し、管理者に報告すること。

4 監督員は、受注者の現場代理人、主任技術者等(主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐および専門技術者をいう。以下同じ。)、使用人または労務者のうちで、監督員の職務執行を妨げ、または工事の施工もしくは管理について不適当と認める者がるときは、その理由を明示し、受注者にその交替を求めることができる。

5 管理者が特に必要と認めたときは、関係市(草津市、守山市、栗東市および野洲市をいう。以下同じ。)に監督員を委託することができる。

(現場代理人および主任技術者)

第10条 受注者は、自ら現場において直接工事の施工を指揮監督できない場合は、現場代理人を定め、現場代理人・主任技術者等届(様式第6号)により管理者に届け出なければならない。

2 前項の現場代理人は、現場において監督員の監督または指示に従い、工事現場における指揮監督および工事に関する事項を処理しなければならない。

3 受注者は、工事施工の技術上の管理を伴う主任技術者等を定め、現場代理人・主任技術者等届(様式第6号)により管理者に届け出なければならない。

4 現場代理人および主任技術者等は、設計図書に定めのある場合を除きこれを兼ねることができる。

(工程表および請負代金内訳書)

第 11 条 受注者は、工事に着手するときは、工期内の工程表(様式第 7 号)を作成し、管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、工程を変更する場合について準用する。

3 管理者は、必要があると認めるときは、受注者から請負代金内訳書(様式第 8 号)を提出させることができる。

(工事の着手)

第 12 条 受注者は、契約締結の日から 5 日以内に工事に着手し、工事着工届(様式第 9 号)を提出しなければならない。ただし、特に期日を定めたときは、この限りでない。

2 天候の不良その他受注者の責めに帰することのできない理由により、前項本文の期間内に着手できない場合は、受注者は、その理由を明示し、管理者の承認を求めなければならない。

(工事施工上の注意)

第 13 条 受注者は、設計図書等に基づき、適切な工法により工期内に工事を完成しなければならない。

(設計図書等の不備)

第 14 条 受注者または現場代理人は、設計図書等に明示されていないものがあるときまたはそれらの内容に誤りがあるときは、監督員の指示を受けなければならない。

(設計図書等と現場の状況との不一致)

第 15 条 工事の施工に当たり、設計図書等と工事現場の状態とが一致しないときまたは地盤等に不測の状態が発見されたときは、受注者または現場代理人は、速やかに監督員の指示を受けなければならない。

(材料の調合等)

第 16 条 受注者または現場代理人は、次の各号に掲げる場合は、監督員の立会を求めなければならない。

(1) 工事材料の調合をするとき。ただし、見本検査を適当と認めるものについては、この限りでない。

(2) 水中または地下に埋設する工事その他完成後外面から明視することができない工事を施工するとき。

2 監督員は、前項の立会を求められたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内にこれに応じなければならない。

3 受注者または現場代理人が、第 1 項の規定に違反した場合は、監督員は、受注者または現場代理人に対し、その工事の一部を中止し、必要な措置をとるよう命じることができる。ただし、この場合において、工期の延長は認めないものとする。

(工事材料)

第 17 条 工事材料につき、品質または品等を特に指定していないものは、それぞれの中等以上のもの(営繕工事にあつては、均衡を得た品質のもの。)を使用しなければならない。

2 工事材料で、設計図書等に監督員の検査を受けるべきものと定めているものについて

は、監督員の検査を受け合格したものでなければ使用することができない。

3 監督員は、受注者が工事材料検査申請書（様式第 10 号）により前項の検査を求めたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内にこれに応じなければならない。

4 受注者は、工事現場に搬入した工事材料で、監督員の検査の結果、不合格となったものは、直ちに工事現場外に搬出しなければならない。

5 受注者は、監督員の指示がなければ、検査に合格した工事材料を工事現場外に搬出することができない。

（支給材料および貸与品の交付）

第 18 条 管理者は、特に必要があると認めるときは、受注者に対し、工事材料を支給し、または建設機械器具を貸与することができる。

2 管理者は、前項の規定により支給する工事材料（以下「支給材料」という。）または貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）を受注者に引き渡すときは、当該受注者の立会いの上、これらを監督員に検査させて引き渡すものとする。

3 監督員は、支給材料を受注者に引き渡すときは、支給材料の受払について、支給材料受払簿（様式第 11 号）を備え、支給材料支給伝票（様式第 12 号）により受注者または現場代理人に交付するものとする。

（支給材料および貸与品の受領等）

第 19 条 受注者または現場代理人は、支給材料の引渡しを受けたときは、その都度支給材料受領書（様式第 12 号）を、貸与品の引渡しを受けたときはその都度借用書を監督員に提出しなければならない。

2 受注者は、前項の支給材料および貸与品につき保管の責めを負い、これを亡失またはき損した場合は、直ちに監督員に報告し、その指定した期間内に賠償または修復しなければならない。ただし、組合の責めに帰すべきときまたは天災その他不可抗力によるときは、この限りでない。

（支給材料の返還）

第 20 条 受注者は、工事が完了した場合または契約が解除された場合において、残存する支給材料および貸与品を直ちに監督員に返還しなければならない。

（火災保険等）

第 21 条 監督員は、特に必要があると認めるときは、受注者に対し工事目的物および工事材料（組合の支給材料および貸与品を含む。）に火災保険、建設工事保険その他の保険を付させ、その証券またはこれに代わるものを遅滞なく提示させなければならない。

（工期の延長）

第 22 条 受注者は、天災その他やむを得ない事由により工期内に完了することができないときは、完了期限延期承認申請書（様式第 13 号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

（工事の変更）

第 23 条 管理者は、必要があると認めるときは、設計図書の内容を変更することができる。

2 前項の規定により設計図書の内容を変更する場合において、請負代金額の変更を必要とするときは、原則として、次の算式により算出して得た額を変更後の請負代金額とす

る。

変更請負代金額 = (当初請負代金額 × 変更設計金額) / 当初設計金額
(工事の一時中止)

第 24 条 管理者は、必要があると認めるときは、工事中止命令書（様式第 14 号）により工事を一時中止することができる。

2 管理者は、工事を再開する必要が生じたときは、速やかに工事再開命令書（様式第 15 号）により工事の再開を命じるものとする。

3 管理者は、第 1 項の規定により工事を一時中止したときは、中止した期間に応じ工期を延長しなければならない。

(物価の変動等に基づく請負代金額等の変更)

第 25 条 管理者は、工期内に物価の著しい変動その他の予期することのできない事由により、請負代金額が著しく不相当となったときは、請負代金額または工事内容を変更することができる。

(臨機の措置)

第 26 条 監督員は、災害防止等のために特に必要があるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

2 受注者は、緊急を要するため監督員の指示を受けることができない場合において、やむを得ず自らの判断で臨機の措置をとったときは、遅滞なくその旨を監督員に報告しなければならない。

3 前 2 項の措置に要した費用のうち、請負代金額に含めることを不相当と認める部分については、組合が負担するものとする。

(工事の完了届)

第 27 条 受注者は、工事が完了したときは、直ちに工事完了届（様式第 16 号）に関係書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(部分使用)

第 28 条 管理者は、請負工事の目的物の引渡し前においても、当該目的物の全部または一部を受注者の書面による承諾を得て使用に供することができる。

2 前項の場合において、特に必要がないと認めるものを除き、第 29 条に規定する中間検査を行うものとする。

3 管理者は、第 1 項の場合において、その使用部分を細心の注意をもって使用するものとし、工事目的物の全部または一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担するものとする。

第 3 章 検査

(検査の種類)

第 29 条 工事の検査は、中間検査、出来高検査、完了検査および手直し検査とする。

2 中間検査は、工事施工中において、必要があると認めるときに行うものとする。

3 出来高検査、完了検査または手直し検査を行うときは、あらかじめ、その日時を受注者に示さなければならない。

4 第 1 項に規定する検査は、受注者または現場代理人の立会のうえ行うものとする。

(工事検査員)

第 30 条 管理者は、職員のうちから工事検査員（以下「検査員」という。）を任命する。

2 検査員は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 工事を契約書および設計図書等と照合して検査すること。
- (2) 工事が工期内に完了しているかを調査すること。
- (3) 工事の施工について関係諸法令に適合しているかどうかを調査すること。
- (4) 工事に関係する基準等に基づき検査すること。
- (5) 工事完了後、運用表に基づき工事成績評定表（様式第 5 号）を作成し、管理者に報告すること。

3 管理者は、特に必要と認めるときは、関係市に検査員を委託することができる。

（破壊検査）

第 31 条 検査員は、検査のため必要があるときは、受注者または現場代理人に工事目的物の一部を取り壊させることができる。

2 前項の場合において、受注者は取り壊した部分を検査員の指定した期限内に復旧しなければならない。

（書類および物件の呈示等の要求）

第 32 条 検査員は、検査を行うについて必要と認めるときは、当該工事を主管する所属長、監督員その他関係職員または受注者もしくは現場代理人に対して、書類および物件の呈示もしくは提出または説明を求めることができる。

（検査の時期）

第 33 条 完了検査は、工事完了届の提出があった日から 14 日以内に行わなければならない。

（検査の報告）

第 34 条 検査員は、前条の検査を終えたときは、工事検査復命書（様式第 17 号）に関係書類を添えて 7 日以内に管理者に提出しなければならない。

2 検査員は、検査実施中に工事目的物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを発見したときその他特に重要と認める事項があったときは、直ちに管理者に報告しなければならない。

（手直し工事）

第 35 条 検査員は、検査の結果工事が契約不適合であると認めるときは、期間を定め、手直し工事命令書（様式第 18 号）により、受注者に対して補修または改築その他必要な措置をとるよう命じなければならない。

2 受注者は、手直し工事が完了したときは、直ちに手直し工事完了届（様式第 19 号）に関係書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

3 検査員は、前項の規定により手直し工事完了届の提出があったときは、14 日以内に手直し検査を行わなければならない。

（目的物の引渡し）

第 36 条 受注者は、完了検査または手直し検査に合格したときは、工事目的物引渡書（様式第 20 号）により、直ちに工事目的物を管理者に引き渡さなければならない。

第 4 章 前金払および部分払

（前金払）

第 37 条 請負代金額が 200 万円以上であり、かつ、工期が 30 日以上工事については、湖南広域行政組合会計規則（平成 10 年規則第 21 号。以下「会計規則」という。）第 39 条の規定に基づき、請負代金額の 40 パーセントを超えない範囲内において、前金払をすることができる。

2 前金払を請求しようとする受注者は、第 12 条に定める工事着工届を提出した後において、公共工事請負金前払請求書（様式第 21 号）に、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と保証契約を締結したことを証する書類を添付して請求しなければならない。

3 第 1 項の規定による前金払は、1 万円未満の端数を切り捨てるものとする。

4 第 1 項の規定により前金払をした同項に掲げる工事のうち、工期が 60 日以上で次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、管理者が必要と認めるもの限り、既に支払った前払金に追加して請負代金額の 20 パーセントを超えない範囲内において、工期の中間における前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。

（1）工期の 2 分の 1 を経過していること。

（2）工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている該当工事に係る作業が行われていること。

（3）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

（4）当該工事において、第 43 条に規定する部分払がされていないこと。

5 中間前金払を請求しようとする受注者は、あらかじめ、認定請求書（様式第 22 号）および工事履行報告書（様式第 23 号）を提出し、認定調書（様式第 24 号）による認定を受けた後において、中間前払金請求書（様式第 25 号）に、保証事業会社と保証契約を締結したことを証する書類を添付して請求しなければならない。

6 第 4 項の規定による中間前金払は、1 万円未満の端数は切り捨てるものとする。

（前金払の変更）

第 38 条 工事内容の変更その他の事由により請負代金額の 10 分の 3 以上を増額した場合において、受注者が保証契約の保証金額を増額したときは、前条の規定に準じ、その増額後の請負代金額の 40 パーセントから支払い済の前払金額を差し引いた額以内において前金払をすることができる。

2 工事内容の変更その他の事由により当初の請負代金額の 10 分の 3 以上を減額した場合において、支払い済の前払金額が減額後の請負代金額の 40 パーセントを超えるときは、その超過額を返還させるものとする。

3 前項の超過額返還の時期は、請負代金額を減額する契約を締結した日から 30 日以内とする。ただし、この期間内に部分払い、または代金の支払いをしようとするときは、その支払額のうちから超過額を控除しなければならない。

4 前項の期間内に受注者が前払金の超過額を返還しないときは、遅延日数 1 日につき、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として徴収する。

(前払金の使用)

第 39 条 受注者は、前払金を当該工事の材料費、労務費、機械機具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕料、仮設費、労働災害補償、保険料および保証料として、必要な経費以外に充当してはならない。

(前払金の返還)

第 40 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金を返還しなければならない。

- (1) 前払金の支払に関して付した条件に違反したとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 保証契約が解除されたとき。

2 前項により前払金の返還を命じたときは、前金払をした日から返還した日までの 1 日につき返還金額に支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を徴収する。

(保証事業会社への通知)

第 41 条 前払金を行った工事について、次の各号に該当するに当たったときは、監督員は、速やかにその旨を保証事業会社に通知しなければならない。ただし、第 2 号および第 3 号に該当するに当たったときは、受注者がその旨を保証事業会社に通知することをもって、これに代えることができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により請負契約を解除しようとするとき。
- (2) 工期が変更されたとき。
- (3) その他保証期間中において、工事に関して保証事業会社の保証金支払義務の発生に影響を及ぼすべき事実が生じたとき。

(部分払)

第 42 条 請負代金額が 500 万円以上で、かつ、60 日以上工事については、契約規則第 39 条の規定に基づき、部分払をすることができる。ただし、管理者が工事の性質上特に必要と認める場合は、請負代金額が 500 万円未満または 60 日未満の工事についても部分払をすることができる。

2 前項の部分払は、1 会計年度につき 3 回を限度とし、1 回目の請求については請負代金額の 10 分の 3 以上の出来形部分を必要とし、2 回目以降の部分払の請求は直前の請求日から 3 月以上経過していなければならない。

(部分払の額の算出)

第 43 条 部分払の額は、次の算式により算出して得た請負代金相当額の 9 割(性質上可分のものにあつては、10 割)以内とする。

請負代金相当額 = 請負代金額 × (出来形設計金額 / 設計金額)

2 前項の規定にかかわらず、第 37 条第 1 項の規定による前金払をした請負工事に係る部分払の額については、前項の規定により算出した請負代金相当額の 9 割(性質上可分のものにあつては、10 割)に相当する額から次の算式により算出して得た前払金償還額を控除した額以内とする。

前払金償還額 = 前払金額 × (出来形設計金額 / 設計金額)

3 前2項の規定による部分払は、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(出来高検査)

第44条 部分払を請求しようとする受注者は、あらかじめ工事出来高検査申請書(様式第26号)に、工事費出来形調書(様式第27号)を添付して管理者に提出しなければならない。

2 検査員は、前項の申請があったときは、申請を受理した日から14日以内に出来高検査を行うものとする。

3 前項の検査を行ったときは、検査員は、工事出来高検査復命書(様式第28号)に、工事出来形明細報告書(様式第29号)および関係書類を添付して、検査の日から7日以内に管理者に提出するとともに、当該申請者に検査の結果を示さなければならない。

4 第31条および第32条の規定は、前3項の検査に準用する。

(部分引渡し)

第45条 管理者は、請負工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分の工事が完了し、当該工事の完了検査に合格したときは、当該指定部分の引渡しを受けることができる。

2 部分引渡しに係る請負代金の額は、次の算式により算出して得た指定部分に相応する請負代金額とする。

指定部分に相応する請負代金額＝請負代金額×(指定部分に相応する設計金額/設計金額)

3 前項の規定にかかわらず、第37条第1項の規定による前金払および同条第4項の規定による中間前金払をした請負工事の部分引渡しに係る請負代金の額については、前項の規定により算出した額から次の算式により算出して得た指定部分に相応する前払金償還額を控除した額とする。

指定部分に相応する前払金償還額＝前払金額および中間前払金額×(指定部分に相応する設計金額/設計金額)

第5章 契約不適合責任、損害の負担および補償

(契約不適合責任期間)

第46条 管理者は、引き渡された工事目的物に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求または契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、管理者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 管理者が第1項または第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項および第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、管理者が通知から1年が経過するまでに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたも

のとみなす。

- 5 管理者は、第1項または第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意または重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 管理者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があると知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約の場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力または雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことができる期間は10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質また管理者もしくは監督員の指図により生じたものであるときは、管理者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料または指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（契約不適合責任）

第47条 管理者は、前条に定める期間内に生じた目的物の契約不適合について、受注者に対し、目的物の修補または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、管理者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、管理者に不相当な負担を課すものでないときは、管理者が請求した方法と異なる方法による履行の追完を行うことができる。
- 3 第1項の場合において、管理者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、管理者はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、管理者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（損害の負担および補償）

第 48 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物または工事用材料等について生じた損害および工事の施工により第三者に及ぼした損害の補償については、受注者の負担とする。ただし、管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りでない。

2 管理者は、工事目的物が天災その他不可抗力により重大な損害をうけた場合において、特に必要と認めるときは、受注者の請求により損害の全部または一部を負担することができる。

(経費の負担)

第 49 条 次の各号に掲げる場合の費用は、すべて受注者の負担とする。

(1) 第 16 条第 3 項の規定により命ぜられた措置に要する費用

(2) 中間検査、出来高検査、完了検査または手直し検査を行う場合において、検査に直接要する費用

(3) 第 26 条第 1 項の規定により、受注者が臨機の措置をとった場合における経費のうち、同条第 3 項の規定により、組合が負担することとなった経費を除く費用

(4) 第 31 条第 2 項の規定により、破壊検査を受けた場合にその復旧に要する費用

第 6 章 雑則

(直営工事の検査等)

第 50 条 第 9 条 (第 2 項第 5 号を除く。) および第 30 条の規定は、工事を直営により施工する場合について準用する。

(その他)

第 51 条 この規則に定めるもののほか、工事の執行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。